

愛媛県官民連携 I T人材育成支援コンソーシアム 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称を「愛媛県官民連携 I T人材育成支援コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」とする。

2 コンソーシアムの通称は「愛媛県 I T人材バンク」とする。

(目的)

第2条 全国的な人材ニーズの高まりや広範な専門性に起因する雇用のミスマッチにより、県内で慢性的な人材不足に陥っている I T人材について、県内企業の人材ニーズを共有するとともに、就職・定着につながる即戦力人材を育成することで、I T産業の重点的振興と県内企業のDXを推進し、本県産業の競争力強化と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内企業における I T人材ニーズの把握と情報共有
- (2) I T人材スマートマッチング事業の効果的な実施
- (3) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要なものとして第11条の総会で決定した事業

(構成員)

第4条 コンソーシアムは、金融機関、教育機関及び行政機関等で、趣旨や目的に賛同する会員をもって構成する。

(事務局)

第5条 コンソーシアムの事務局を、愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課に置く。

2 事務局は、第3条に規定する事業の全部または一部を委託することができる。

第2章 会員等

(会員)

第6条 コンソーシアムの会員は、金融機関、教育機関及び行政機関等とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

2 入会申込については、書面のかわりに電子的な手段を用いることができる。

(会費)

第8条 会費は当面の間、無料とする。ただし、コンソーシアムにおいて実施する個別の活動に必要な経費については、その活動に参加する者が応分の負担をするものとする。

(退会)

第9条 会員がコンソーシアムを退会しようとするときは、別に定める退会届出書を提出しなければならない。

2 会員が解散又は破産したときは、退会したものとみなす。

第3章 役員

(役員)

第10条 コンソーシアムに、会長を置き、愛媛県経済労働部長の職をもって充てる。

2 会長は、コンソーシアムを代表し、総会の運営を中心とする会務を総理する。

第4章 組織等

(総会)

第11条 総会は、必要に応じて会長が招集し会長が議長となる。

2 総会は、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

3 総会は、コンソーシアムの各年度の活動方針やコンソーシアムが実施する個別事業など、運営に関する基本的事業について審議し決定する。

4 総会は、次の事項を掌握する。

(1) コンソーシアムの事業計画に関すること。

(2) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。

(3) 本規約に関すること。

第5章 補足

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は、会員の意見を基に会長が定める。

附 則

この規約は、令和4年5月27日から施行する。